国際漁業・輸入管理強化推進事業（新規）

１　趣　旨

本年３月に開催されたワシントン条約締約国会議において、国際取引を禁止又は制限する同条約附属書に大西洋クロマグロやサメ類などを掲載するとの提案は、採択に必要な支持が得られず、いずれも否決されたところである。

しかしながら、今般の附属書掲載提案の背景として、地域漁業管理機関の資源管理が十分な効果をあげていないとの国際社会の問題意識は依然として根強く、その対策を早急に講じなければ、今後も大西洋クロマグロだけでなく、他の漁業資源についてもワシントン条約の規制対象として提案されていく懸念がある。

他方、実態として多くの開発途上国における資源管理の取り組みは十分なものと言えず、特に洋上取締等の体制が不十分なため、高度回遊性魚種等国際資源管理の実効性を阻害する最大の要因となっている状況にある。

このため、これまで以上に地域漁業管理機関が科学的資源評価に基づき的確に資源管理を行っていくとともに、我が国としては、従来にもまして積極的なリーダーシップを発揮し、自国漁船の管理強化及び調査研究のみならず、地域漁業管理機関のルールを遵守しない水産物の輸入を防止し、各海域における資源管理の実効性を向上していく必要がある。

以上のことから、責任ある漁業国・市場国として、資源の持続的な利用を確保するため、国際漁業及び輸入管理の更なる強化を図るものである。

２　事業内容

（１）輸入管理強化推進事業（委託事業）

市場国の責務として、輸入まぐろ類の流通管理の強化を図るため、以下の事業を行う。

ア　輸入まぐろ類流通管理事業

地域漁業管理機関のルールを遵守して漁獲・蓄養されていない水産物の輸入を未然に防ぐため、漁獲証明書及び統計証明書の管理・集計・分析を実施するとともに、精度向上を図る。

イ　国内流通実態分析事業

漁獲証明制度等による輸入管理を補完するため、ＤＮＡ分析、国内市場流通調査等による製品のトレースを行う。

（２）国際漁業管理強化推進事業（委託事業）

漁業国の責務として、我が国遠洋漁業における資源管理措置の適正化に向けた取組を促進する。

ア　操業管理適正化事業

我が国遠洋漁船の操業秩序確保の観点から、ＶＭＳ（衛星船位測定送信機）を活用した操業位置の監視及び漁獲報告との整合性の確認を行う。

イ　科学オブザーバー調査分析事業

地域漁業管理機関の保存管理措置に基づき、一定の資格を有する科学オブザーバーを乗船させ、漁業対象魚種及びサメ等混獲生物を含む科学データの収集及び分析を行う。

ウ　漁獲情報管理強化事業

地域漁業管理機関の保存管理措置に基づく漁獲割当量を適正に遵守するために、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づき提出される漁獲成績報告書の迅速な確認及び集計を可能とするための体制を確立する。

（３）国際管理措置対応型操業実証事業費（補助事業）

中西部太平洋まぐろ類保存委員会（以下「WCPFC」という。）で取り決められた保存管理措置を履行するため、かつおを漁獲対象とする海外まき網漁業において、集魚装置(FADs)の周辺で不可避に混獲されるメバチ小型魚の漁獲量を削減する新たな漁具・漁法を導入する取組みを行う。

３　委託先及び事業実施主体

民間団体等

４　補助率等
　２（１）～（２）　　委託
　２（３）　　定額(定額・１／２以内)

５　事業実施期間
　２（１）及び（２）　　平成２３年度～平成２７年度
　２（３）　　平成２３年度

６　平成２３年度概算決定額（前年度予算額）
　　４３４，７４２千円（　　０千円）

７　担当課
　事業内容（１）について　　水産庁遠洋課　０３－３５０２－８２０４（直）
　事業内容（２）（３）について　水産庁遠洋課　０３－６７４４－２３６４（直）